



# 山形県公報

平成19年6月5日(火)  
第1846号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

公共測量の実施の通知.....(管 理 課)...931  
県道の供用の開始.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同

### 監 査 委 員 関 係

### 告 示

包括外部監査事務を補助する者.....932

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)... 同  
監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監 査 委 員)...933

## 告 示

### 山形県告示第606号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年6月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成19年6月4日から平成20年3月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(4級基準点測量)

### 山形県告示第607号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年6月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成19年6月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 藤島由良線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市由良一丁目1番7から  
同 字由良沢27番23まで  
鶴岡市由良字由良沢31番5から  
同 32番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年6月5日

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月5日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

齋藤 禎治 千葉県浦安市当代島一丁目20番2-401号ヴィラアデュサム

高嶋 清彦 山形市大字平清水40番地8

高橋 和典 山形市城西町五丁目12番32号

尾形 吉則 山形市小立一丁目4番19号

柴田 真人 西村山郡河北町大字岩木984番地の2

佐藤 正一 鶴岡市大塚町11番18号

吉沢 公人 山形市東原町三丁目10番10号国井ビル503号

遠藤 涼一 山形市吉原二丁目7番55号

松永 寿生 神奈川県横浜市磯子区栗木3-34-13-701号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成19年6月5日から平成20年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年6月5日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 聲明会

(2) 代表者の氏名

赤尾 雷水

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市城西一丁目6番36-3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、支援、並びに心身障害児者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮せる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成19年5月8日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年6月5日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 監査対象機関   | 指 摘 事 項                                             | 措 置 の 内 容                                          |
|----------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 山形南高等学校  | 授業料の減免に係る事務において、調定手続きが6ヶ月以上遅延しているものがある。             | 授業料の調定について、減免決定との突合、複数職員での確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 村山農業高等学校 | 授業料等減額(免除)申請に係る減免決定が6ヶ月以上遅延しているものがある。               | 減免事務の処理状況について、複数職員での確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。       |
|          | 授業料に係る減額の調定が著しく遅延しているもの並びに減額の調定を行わず歳入還付を行っているものがある。 | 授業料の調定について、減免決定との突合、複数職員での確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 天童高等学校   | 業務委託において、支出負担行為がなされていないものがある。                       | 業務の進行について、複数職員での進行管理の徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。       |
|          | 契約に基づき毎月又は点検終了後に支払うべき経費で、支払が遅延しているものがある。            | 支払について、複数職員での確認を徹底し、遅延防止に努めてまいります。                 |

平成19年6月5日印刷  
平成19年6月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056